公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：スリランカ国ケラニ川流域における自然資本管理に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業　務　名　称：スリランカ国ケラニ川流域における自然資本管理に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00753

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き
第２章　特記仕様書案
第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：スリランカ国ケラニ川流域における自然資本管理に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月　～　2027 年 2 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

地球環境部　森林・自然環境保全グループ第1チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年10月13日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年10月15日　12時まで
3	質問への回答	2026年10月20日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年10月26日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年11月9日　11時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

3．競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1） 消極的資格制限

2） 積極的資格要件

3） 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/tDOmmYZcEs

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（2）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2．（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4．（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4．（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4．（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

1）プロポーザル・見積書・別見積書

2）別提案書（第3章4．（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）
２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙３「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシ

ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙２「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

スリランカでは、流域における自然資本管理は重要な政策課題であり、「国家流域管理政策」（2004 年）において、劣化した流域の修復（森林再生や土壌侵食対策、集水域の保全等）や土地利用規制、農業管理、住民参加等を推進すべきとしている。2023 年 7 月に内閣が承認した「国家水資源政策」においても、降雨の保持能力や地下水涵養能力を維持するために流域の上流域保全や持続的な土地利用が重要としている。「国家政策枠組み」（2025 年）においても、持続可能な開発と資源管理を優先課題として位置づけ、生態系アプローチや環境保全、持続可能な資源利用等を政策原則としている。

スリランカの南西部に位置するケラニ川流域（面積約 2,300km2）は、国内において最も重要な流域の一つであり、その下流域には同国の社会経済の中核であるコロンボ市含む西部州（人口約 612 万人）を抱える。西部州は地形的、気象的特徴から自然災害に脆弱で、近年の気候変動の影響もあり度々甚大な洪水被害を受けており、近年では 2025 年のサイクロン「ディトワ」により約 12,000 ヘクタールの洪水被害が出ている。

こうした背景を踏まえ、西部州にあるケラニ川下流域における洪水対策が重要な事業の一つとなってきた。JICA は技術協力プロジェクト「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災の主流化促進プロジェクト」（2020～2025 年）で、西部州を最重点地域としつつ流域全体を念頭に置いた地方防災計画策定等を支援し、「ケラニ川流域における排水機場整備計画準備調査」（2025 年～）では、西部州に位置する Gampaha 県 Wattala 地区でポンプ場を建設し、洪水被害の軽減を図ることを目的に無償資金協力の案件形成に向けた調査を進めている。世銀も「気候レジリエンス強化プログラム（CResMPA：Climate Resilience Multi-Phase Programmatic Approach）」（2019～2026 年）において、下流域を重点として洪水対策を支援している。

一方、ケラニ川流域では、上流域の土地利用や自然資本管理も重要性が増している。上中流域では、保護林の減少、森林伐採、茶園や農地への転換や急傾斜地開発、宅地開発等、流域及び自然環境の劣化に関する課題が指摘されており、これらにより様々な問題が顕在化してきている。例えば、ディトワによる下流域の大規模な氾濫は、上流域での豪雨による急激な河川流量の増加が一因となったことが指摘されており、下流域の洪水対策には上流域での適切な流出管理が重要となる。ケラニ川流域は西部州で消費される飲料水の 80%を供給しているが、上流域の水源涵養機能が低下し乾期の流量低下や流況の不安定化を引き起こし、西部州への水供給リスクが増大することが懸念されている。ケラニ川上流域には水力発電施設があり住民生活及び経済活動の基盤となっているが、流域の劣化や気候変動による豪雨により堆砂が進むことで発電効率が低下することが懸念されている。また、森林、河川、湿地等の多様な生態系が分布し、生物多様性保全や水源涵養、雨水の貯留・浸透、土壌保全等の重要な生態系サービスを提供している。これらには、UNESCO 世界遺産（自然遺産）「スリランカ中央高地」に指定された重要な地域があるが、国際自然保護連合（IUCN）はその保全状況に対して重大な懸念事項があるとしている。加えて、上流域にはエステート地域と呼ばれる広大な茶園・ゴム園、及びその周辺の労働居住地を含む地域が存在し、その管理手法は流域保全や生物多様性保全に大きな影響を与える。

こうした状況も踏まえ、ケラニ川流域では、IUCN とスリランカ中央環境庁（CEA）が「ケラニ川流域の管理及び保全のための中長期マルチステークホルダー戦略・行動計画（2016-2020 年）」（2016 年）を策定している。その中では上流域における問題分析とそれに基づいた活動も提案しているが、策定後、体系的な事業実施は確認できていない。一方、個別事業としては、食糧農業機関（FAO）が、地球環境ファシリティ（GEF）資金を活用した「中央高地の Kandy 県、Badulla 県及び Nuwara Eliya 県における劣化農地修復プロジェクト」（2016～2021 年）を実施し、参加型土地利用開発計画の推進や劣化農地の回復技術等の普及を行っている。IUCN も同じく GEF 資金を使い、「世界的に重要な生物多様性及び生態学的健全性の保全のためのスリランカ中央高地包括的管理プロジェクト」（2026 年 8 月時点、コンセプト承認済）を実施予定である。また、スリランカ政府は、2025 年から 2026 年にかけて、支流域レベルの管理計画を含む「ケラニ川流域管理計画」を策定する予定で、その中では集水域劣化や、土砂堆積、土地利用変化、水質悪化等が取り上げられる予定である。

ケラニ川上流域の自然資本の劣化は下流域にも大きな影響を与えるため、その管理は非常に重要である。一方、上記のように上流域には様々な課題があり、その原因との因果関係や課題間の関係も複雑である。他支援機関やスリランカ政府等の取り組みも踏まえながら、優先的に対策を講ずべき課題や地域を特定し、統合的なアプロー

チに留意しながらその解決方策を整理した上で、具体的なアクションを取ることが急務である。

第２条 調査の目的と範囲

本調査では、スリランカのケラニ川上流域を対象として、自然資本（生物多様性や水資源、森林等）管理や土地利用管理、それらに関連する気候変動対策、洪水・土砂対策、地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用等に係る現状及び課題を整理・分析した上で、優先的に対応すべき課題及び対象地域を特定し、今後 JICA が実施し得る協力事業の方向性及び協力の枠組みを検討する。ケラニ川上流域として、現時点では Kegalle 県、Ratnapura 県、Kandy 県及び Nuwara Eliya 県を想定するが、調査開始後の情報収集・分析結果を踏まえて対象地域を再整理する。

第３条 調査実施の留意事項

（1） JGA/クラスター事業戦略の推進

JGA/クラスター事業戦略「自然環境保全」では自然環境と共生する社会の実現を目指し、柱 1「自然環境を守る～自然環境の保全・回復～」と柱 2「自然環境の恩恵を生かす～Nature-based Solutions～」を掲げている。また、本調査に関連するものには JGA/クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」等がある。本調査においては関連 JGA/クラスター事業戦略を踏まえ、それらとの整合性や、戦略の中での位置づけも確認しながら、情報収集や分析、協力の枠組みの検討を行う。

（2） 統合的な視点を踏まえた調査

本調査はケラニ川上流域を対象とするが、上流域での自然資本管理の成果は下流域にも影響を与える。優先課題の特定とその解決の枠組みの検討においては、下流域への便益についても十分留意する。また、自然資本管理には森林や農業、水資源、生物多様性、地域社会等、複数の分野から多様な関係者が関与する。これらを個別に考えるのではなく、地域全体（ランドスケープ）を一つのシステムとして捉え、複数の利害関係者が協力して持続可能な管理を目指す「ランドスケープアプローチ」が調査における重要な概念となる。ケラニ川流域においては、コミュニティによる水質対策を支援するための「Kelani River Multi-Stakeholder Partnership（KRMP）」が設立されている。このような事例の運営状況も参考にしつつ、課題解決のための複数セクターの連携方策についても協力の枠組みの中で検討する。また、JGA/クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」が重視する、科学的・技術的根

拠に基づく利害調整、責任ある水資源管理主体の育成及び協議体メカニズムの形成・運営のアプローチも参考とする。

（3） 日本の技術・知見の活用や企業との連携の検討

ケラニ川上流域では、豪雨による河川への流出量の急激な増加、土壌侵食や河川への土砂流入、水源涵養機能の低下等の課題が指摘されている。日本には、治山や流域治水の考えに基づいた森林による水源涵養や洪水緩和といったEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）に関し、多くの技術、知見があり、ケラニ川上流域の課題解決に活用できる可能性がある。また、スリランカ中央高地の茶葉生産地において、地域コミュニティとも連携して水源地の保全に取り組んでいる日本の飲料メーカーもある。これは、企業が地域の関係者と連携して流域全体の水資源の持続的な利用に積極的に関与する「ウォータースチュアードシップ」の取り組みの一つと考えられ、重要課題である。協力の枠組みの検討においては、このような日本の技術・知見の活用や企業との連携・共創は非常に重要であり、具体的な連携・共創手法の可能性を十分検討する。

（4） 地域住民の生計を考慮した生物多様性保全の推進

ケラニ川上流域には複数の自然保護区や森林保護区等があり、これらのいくつかはUNESCO世界遺産（自然遺産）であるスリランカ中央高地に含まれる。これらの地域を含めたケラニ川流域には多様な生態系が存在し、絶滅危惧種も報告されている。その保全は重要な課題であるが、保全と地域住民の生計は密接な関係にあり、生態系と地域住民、双方が便益を得られるアプローチを検討する必要がある。また、上流域は茶園等が混ざった土地利用が中心であり、そうした地域の保全には従来型の保護区だけでなく、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の導入も効果的と考えられる。OECMについてはスリランカ政府側も関心を示しており、協力の枠組みの中でその導入も検討する。

（5） エステート地域の特徴を踏まえた検討

上流域には紅茶プランテーションを中心とするエステートコミュニティが多数存在しており、土地利用や生計がプランテーション経営に大きく依存するなど、一般的な農村地域とは異なる社会経済的特徴を有している。そのため、これらの地域を対象とする場合には、固有の社会・経済構造や土地利用形態を踏まえた対応が求められることから、エステート管理主体との連携や住民の生活条件への配慮を含め、生計向上と自然資本の持続的な利用の両立を図るアプローチを検討する。

（6） DXの推進

自然環境を広域的かつ効率的に管理するため、協力の枠組みにおいて、衛星やリモートセンシング技術、ドローンデータ、AI 等、日本が持つイノベーションや技術の活用を積極的に検討する。

（7） 調査の進め方

本調査で必要となる情報は自然環境から社会環境まで多岐に及ぶが、ケラニ川流域では JICA や他援助機関の事業が複数行われている。そのため、調査開始後、国内業務においてそれらも含めた情報のレビューとスリランカ側機関及び他援助機関への聞き取り（web 会議を想定）を行い、優先課題とその解決の枠組み案を複数検討する（2026 年 12 月上旬～12 月中旬）。それを踏まえて現地で詳細な調査を行い、枠組み案の改善や妥当性の確認等を行い（2027 年 1 月上旬～2 月中旬）、最終的に少なくとも 2～3 件の協力の枠組みを取りまとめる（2027 年 2 月中旬～2 月下旬） [2]。

（8） 協力の枠組み案の検討

協力の枠組みの構成要素は、JICA が作成する案件概要表の内容を想定する。スキームとしては、技術協力プロジェクトを中心にしつつ、資金協力事業の可能性も検討する[3]。

本調査で対象とする課題は、生物多様性や水資源、森林管理、土地利用管理、気候変動対策、洪水・土砂対策、地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用等、多岐にわたる。これらの課題を俯瞰的に把握し、システム思考で課題間の因果関係を理解し、課題の優先付けを行うとともに、協力の枠組み案の検討においても関連セクター間の関係や連携を十分踏まえる。検討にあたっては、横断的な知見、高度な分析能力が求められる。

優先課題及び協力の枠組み案として以下のようなアイデアが挙げられるが、これらも参考にしつつ、調査の中で優先課題を特定し、その解決のために適当な協力の枠組みを検討する。なお、協力の枠組みの検討に際しては、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」や日本成長戦略等、日本政府の政策との整合性の観点も考慮する。また、実施機関が複数にまたがる場合は実施段階で支障をきたす可能性があるため適切な体制についても検討する。

---

[2] これは現時点で想定する調査計画だが、提案者が持つ同地域の情報や知見、調査内容（第 4 条参照）、履行期間等を踏まえ、最も効率的な調査計画（準備・整理業務及び現地調査の時期、それぞれの調査内容と調査の流れ。現地調査についてはその全体計画だけでなく、優先課題に応じてケラニ川流域内で対象地域を設定する場合、その地域での調査計画も含む。下記 [3] も参照）を具体的に提案する。準備業務で検討した優先課題とその解決のための協力の枠組みを踏まえた現地調査が本業務の中心であり、十分な期間を確保する必要がある。

[3] 現時点で考えられる優先課題とその解決のための協力の枠組みを 2～3 件、提案する。その内容は、事業目的と事業内容（技術協力の場合、主な成果と活動、ケラニ川流域内の対象地域。必要に応じて民間企業との連携についても記載）とする。

- Nature-based Solutions（NbS。自然を活用した解決策）や Eco-DRR の導入による洪水対策強化：下流域での洪水被害への影響も考慮し、上流域での土地利用管理強化、NbS や Eco-DRR の導入とそのためのファイナンス強化を推進し、洪水対策や土砂流出対策強化を図る。規模に応じて資金協力の可能性も検討する
- 保護区管理及び OECM 導入による生物多様性保全強化：地域住民の生計との関係にも留意し、保護区の管理強化や OECM の導入を図り、地域住民の生計向上と生物多様性保全を推進する
- 土地利用管理強化や NbS による集水域保全：森林や農園等の土地利用管理や、劣化林の回復や農地での涵養といった NbS の導入等により流域の涵養能力を高め、上流域での水利用及び下流域に対する飲料水源の維持に貢献する。規模に応じて資金協力の可能性も検討する

第４条 調査の内容

【準備業務】（2026 年 12 月上旬～12 月下旬）

（1） 業務計画書の作成

既存資料及び関連情報をレビュー・調査した上で、本調査の実施方針、調査手法、工程、実施体制等を整理し、業務計画書を作成する。

（2） 政策、法制度の確認

自然資本（生物多様性や水資源、森林等）管理や土地利用管理、それらに関連する気候変動対策、洪水・土砂対策、地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用等に関する政策、法制度及び関連計画について整理する。

（3） 関係機関の確認

自然資本（生物多様性や水資源、森林等）管理や土地利用管理、それらに関連する気候変動対策、洪水・土砂対策、地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用等に関し、中央省庁、地方政府等を含む関係機関について、その所掌業務、役割分担及び連携状況等を整理する。

（4） 自然資本管理の現況の把握

ケラニ川上流域を中心に、自然環境（生物多様性や水資源・水収支、森林等。気候変動影響を含む）の状況とその利用、土地利用状況、社会経済状況、地域住民の生計、洪水・土砂流出・堆砂等の状況及びそれらの管理状況について整理する。

(5)　他ドナーやNGOs等の協力内容の把握

自然資本（生物多様性や水資源、森林等）管理や土地利用管理、それらに関連する気候変動対策、洪水・土砂対策、地域住民・コミュニティの生計支援等に関する他ドナーや国際機関が実施している取り組みについて整理し（必要に応じて聞き取りを実施）、実施内容・状況、成果、課題及び今後の連携可能性を分析する。

特に国際自然保護連合（IUCN）はケラニ川流域やスリランカ中央高地で長年事業を実施しており、2027年末頃からは地球環境ファシリティ（GEF）の資金を活用し「Inclusive management of the Central Highlands of Sri Lanka for conservation of globally significant biodiversity and ecological integrity」事業を実施予定である。IUCNとは調査期間中に密なコミュニケーションを図り、今後実施予定の事業も含めて活動の詳細を確認するとともに、重複を避けつつ、連携して相乗効果を図るための方策を検討する。

(6)　民間企業の活動の把握

ケラニ川上流域の自然資本を利用してビジネスを実施していたり、自然環境保全に関わる活動をしている民間企業の活動状況、成果、課題を確認する。日系企業を中心に、必要に応じて聞き取りを実施する。

(7)　スリランカ側主要組織への聞き取り

自然資本（生物多様性や水資源、森林等）管理や土地利用管理、洪水・土砂対策、地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用等に関わるスリランカ側主要組織への聞き取り（web会議を想定）を実施する。主に、農業・畜産・土地・灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock, Land and Irrigation）や環境省（Ministry of Environment）等を想定するが、準備業務の中で特定する。

(8)　優先課題及び協力の枠組み案の検討

収集した情報を踏まえ、優先課題及び重点地域を整理するとともに、それらの解決に向けた協力の枠組み案を複数検討する。検討に際しては、日本技術・知見の活用及び民間企業との連携可能性も含め、第３条に記載した留意事項を十分踏まえる。

(9)　現地調査で詳細な確認を行う優先課題及び協力枠組み案の絞り込み

（8）を踏まえてJICAと協議を行い、現地調査で詳細な確認を行う優先課題及び協力枠組み案を3件程度に絞り込む。

（10）現地調査の実施計画立案

上記（1）～（9）を踏まえて現地調査計画を作成し、主カウンターパートとなるスリランカ側組織へ説明を行う。

【現地調査】

（11） 現地調査の実施

上記（9）及び（10）を踏まえ、中央や地方の行政機関、事業者、地域住民・コミュニティ、NGOs、他ドナー等の関係組織への聞き取りや現地踏査を通じ、優先課題及び協力の枠組み案の妥当性を確認する。課題の発生要因や関係組織の関係性について分析を行い、優先課題及び協力の枠組み案の見直し、詳細化を行う。優先課題及び協力の枠組み案が妥当でなかったり、より重要な課題が見つかった場合は、JICA と協議の上、柔軟に調査内容を見直す。

（12） 中間報告

JICA（web 会議を想定）及び主カウンターパート機関に対して中間報告を行い、必要に応じて優先課題や協力の枠組み案を見直す。

【整理業務】

（13） 協力枠組み案の最終化

現地調査結果を踏まえ、優先課題及び協力の枠組み最終案（2～3 件）を取りまとめる。

（14） スリランカ側との協議

主カウンターパート機関に対し協力の枠組み最終案を説明し、意見を踏まえて内容を修正する。

（15） 調査結果報告会の開催

調査結果を関係者に共有し、優先課題及び協力の枠組みを最終化する。

（16） 最終報告書の作成

調査内容及び優先課題、協力の枠組み等を取りまとめた最終報告書を作成する。

第５条 報告書等

報告書等 本業務は「調査業務」であり、本業務の成果品は「ファイナルレポート」とする。業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、協議等に必要な部数が発生した場合は別途受注者が用意する。

1. 提出報告書

報告書名	提出期限	言語	形態	部数
調査実施計画案	2026年12月下旬 現地調査前	日本語	電子データ	-
ドラフトファイナルレポート	2027年２月中旬	日本語、英語	電子データ	-
ファイナルレポート	契約履行期間の末日	日本語、英語	電子データ (CD-R)	4部

2. その他提出物

(1) 議事録等 関係機関からのヒアリングや各協議後には議事録（面談録）を作成し、都度 JICA に 提出すること。

(2)収集した資料／データ 収集した情報／データは、報告書別添資料集として提出すること。

第６条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：報告書目次案

別紙 1

報告書目次案

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査要約
地図
写真集

1. 調査の概要
1.1　本調査の背景と目的
1.2　本調査の概要と実施方針
1.3　本調査の実施体制とスケジュール

2. 関連政策、法規制
2.1 自然資本管理
2.2 土地利用管理
2.3 気候変動対策
2.4 洪水・土砂対策
2.5 地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用支援

3. 関連機関の責務
3.1 自然資本管理
3.2 土地利用管理
3.3 気候変動対策
3.4 洪水・土砂対策
3.5 地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用支援

4. ケラニ川上流域における事業
4.1 政府
4.2 国際機関・ドナー
4.3 NGOs
4.4 民間企業

5. ケラニ川上流域の概要と管理の現況
5.1 自然資本
5.2 土地利用
5.3 気候変動の影響
5.4 洪水・土砂
5.5 地域住民・コミュニティの生計・自然資本利用状況

6. ケラニ川上流域における課題と協力の枠組み

別紙２

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	効率的な調査計画[4]	第3条（7）
2	現時点で考えられる優先課題とその解決のための協力の枠組み	第3条（8）

[4] 本調査は調査期間が限られているため、本邦で入手可能な既存資料や公開情報を十分に活用するとともに、現地調査では、関係機関・事業者・地域住民等への聞き取り及び現地踏査を通じた情報の補完や妥当性確認に重点を置くことが重要となる。本邦調査と現地調査の役割分担、調査対象及び聞き取り先の選定方針、情報の収集・分析方法、調査結果の検証方法等について、具体的な提案を期待する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：自然資源管理（自然を活用した解決策（NbS）を含む）

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：スリランカ
② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

準備業務（2026 年 12 月上旬～12 月下旬）
現地調査（2027 年 1 月上旬～2 月中旬）
整理業務（2027 年 2 月中旬～2 月下旬）

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約 10.12 人月

２）渡航回数の目途　延べ５回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 案件概要表

２）公開資料：なし

（５）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案しま

す。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

45,944,000円（税抜）

※　上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２）上限額を超える別提案に関する経費

３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や

変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙３：プロポーザル評価配点表

別紙３

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
（２）作業計画等	（5）	
ア）要員計画	－	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**